

北海商科大学研究活動における不正行為・不正使用への対応に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海商科大学、北海商科大学大学院（以下「本学」という。）における公的研究費の不正使用又は不正使用の疑いが生じた場合の調査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、研究活動の不正行為（以下「不正行為」という。）とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 二重投稿
- (2) 不適切なオーサーシップ
- (3) 利益相反
- (4) 査読における不適切な行為
- (5) 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）
 - ・ 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
 - ・ 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
 - ・ 盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること

2 この規程において、不正使用とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって本学の規程及び法令等に違反した公的研究費の使用をいう。

3 第1項第1号から第4号に掲げる不正行為及び第2項における不正使用に係る証拠隠滅又は立証妨害も不正行為に含む。

4 この規程において「研究者等」とは、本学の教職員その他の本学の公的研究費の運営及び管理に関わるすべての者をいう。

5 この規定において、北海商科大学における公的研究費の管理・監査等に関する規程に基づき、最高管理責任者は学長を指す。

6 この規定において、北海商科大学における公的研究費の管理・監査等に関する規程に基づき、統括管理責任者は研究科長を指す。

(対象となる構成員)

第3条 この規程の対象となる構成員は、本学において研究に携わる全ての教職員（外国人研究者を含む。）をいい、ポストドクター及び大学院学生等も含むものとする。

(研究不正対応責任者)

第4条 本学の研究活動に係る不正行為に対応するための責任者として、統括管理責任者をもって充てる。

2 統括管理責任者は、研究活動に係る不正行為の相談、告発の受付、疑いが生じたときの調査実施全般を統括すると共に、調査対応が円滑に実施されるように組織・体制を構築して、その企画・整備・運営を行う。

(不正行為・不正使用に関する通報)

第5条 『北海商科大学における公的研究費の管理・監査等に関する規程』における第13条第1項の規定により設置するものとされている通報窓口（以下「通報窓口」という。）は、学術発展センターに置く。

2 不正行為・不正使用（不正行為・不正使用の疑いを含む。以下この条から第15条までにおいて同じ。）があると思料する者は、前項に規定する通報窓口に通報及び情報提供（以下「通報」という。）するものとする。ただし、当該通報の事案に関わる利害関係者が通報窓口に関与していると思われる場合、監査室及び不正防止計画推進室をもって通報窓口に代えることができるものとする。

3 通報は、原則として当該通報を行う者（以下「通報者」という。）の氏名を明らかにした上で、次に掲げる事項を明示した書面（電磁的記録を含む。）により行われなければならない。

(1) 不正行為・不正使用等を行った疑いがある者（以下「被通報者」という。）の氏名

(2) 不正行為・不正使用等の態様及び事案の内容

(3) 不正行為・不正使用等と判断できる合理的理由及び実証的証拠

4 報道、学会等により不正行為・不正使用等の疑いが指摘された場合は、前項本文の通報があったものとみなすことができる。

5 前項による通報があった場合は、第9項、第9条第4項、第15条第7項及び第21条第9項における通報者への通知は行わない。

6 監査室及び不正防止計画推進室が自らの職務において不正行為・不正使用を知り得たときは、前項第4項及び前項第5項と同様に取り扱うものとする。

7 匿名による通報により不正行為・不正使用の告発があった場合、その内容に応じ、前項第4項及び前項第5項と同様に取り扱うものとする。

8 通報を受け取った者は、統括管理責任者に通報内容について報告を行う。

9 統括管理責任者は、前項の報告を受けて、通報内容の合理性及び調査可能性等について確認し、第9条に規定する予備調査（以下「予備調査」という。）を実施しなければならない。

10 統括管理責任者は、前項の通知を行ったときは、最高管理責任者に報告する。

(告発の相談)

第6条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、通報窓口に対して相談をすることができる。ただし、当該相談の事案に関わる利害関係者が通報窓口に関与していると思われる場合、監査室及び不正防止計画推進室をもって通報窓口に代えることができるものとする。

2 告発の意思を明示しない相談があったときは、通報窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、相談窓口は、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとする。

4 第3項の報告があったときは、最高管理責任者及び統括管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。

(告発者の保護)

第7条 最高管理責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、『学校法人北海学園就業規則』に基づき、その者に対して処分を課すことができる。

4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第8条 最高管理責任者は、告発されたことを理由とする当該被告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、『学校法人北海学園就業規則』に基づき、その者に対して処分を課すことができる。

4 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(予備調査)

第9条 統括管理責任者は第5条第9項に基づき予備調査を実施する。通報内容にしかるべき調査能力を有する者による予備調査委員会を30日以内に設置しなければならない。

2 予備調査委員会は、原則として通報受理日から90日以内に予備調査を終了し、その結果を最高管理責任者に報告する。

3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。

4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

5 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

6 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

7 統括管理責任者は、第2項の予備調査の結果を受けて、さらなる調査を行う必要がないと認める場合には、最高管理責任者に報告するとともに、通報者、被通報者、配分機関及び関係機関に通知するものとする。

(調査委員会)

第 10 条 統括管理責任者は、前条第 2 項の予備調査の結果を受けて、さらなる調査を行う必要があると認める場合には、必要な調査（以下「本調査」という。）を実施するため、不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くものとする。

2 調査委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 通報された事案に係る本調査
- (2) 不正行為・不正使用等が行われたか否かの認定
- (3) 不正行為・不正使用等の認定に対し不服申立てがされた場合の再調査（以下「再調査」という。）

3 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 事務長
- (3) 内部監査室室長
- (4) 統括管理責任者が指名する者若干名
- (5) 弁護士その他の統括管理責任者が必要と認めた者

4 前項第 3 項の委員の選出に当たっては、調査を公正に行うため、調査対象となる事案の利害関係者が委員とならないようにしなければならない。

5 前項第 3 項の委員の選出に当たっては、当該事案に応じ、本学の教職員でない者が占める割合をその半数以上とする。

6 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

7 委員長は、調査委員会を主宰する。

8 調査委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

10 調査委員会が必要であると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(本調査の通知)

第 11 条 統括管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者、被告発者、配分機関、関係機関及び関係省庁に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して 7 日以内に、書面により、統括管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 統括管理責任者は、前項の異議申立てがあつた場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第 12 条 調査委員会は、本調査の実施の決定があつた日から起算して 30 日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(証拠の保全)

- 第13条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。
- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
 - 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

- 第14条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(認定)

- 第15条 調査委員会は、本調査開始後おおむね90日以内に不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。ただし、本調査の過程において、学外者等への調査により時間を要した場合は、この限りではない。
- 2 前項の認定は、告発者・被告発者から説明を受けるとともに、本調査により得られた物的・科学的証拠、関係者の証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行わなければならない。
 - 3 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
 - 4 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。
 - 5 調査委員会は、認定結果を取りまとめ、不正防止計画推進室に報告するものとする。
 - 6 不正防止計画推進室は、本調査結果及び認定結果を精査した上で最終報告書を取りまとめ、最高管理責任者に報告しなければならない。
 - 7 統括管理責任者は、認定結果を通報者、被通報者、配分機関、関係機関及び関係省庁に通知するものとする。

(議 事)

第 16 条 調査委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
2 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(調査中における一時的執行停止)

第 17 条 最高管理責任者は、必要に応じて、被通報者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命じるものとする。

(協力義務)

第 18 条 通報者及び被通報者並びにその他の関係者は、調査に対し、誠実に協力しなければならない。

(配分機関への報告及び調査への協力)

第 19 条 統括管理責任者が本調査を行うことを決定した場合は、その事案に係る配分機関及び文部科学省にその旨報告する。

2 通報等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画などを含む最終報告書を配分機関及び関係省庁に提出しなければならない。ただし、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関及び配分機関に提出しなければならない。

3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

4 配分機関及び関係省庁の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関及び関係省庁に提出するものとする。

5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に関わる資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

(秘密保持)

第 20 条 通報の処理に携わる者及び調査委員会の委員並びにその他の関係者は、通報された内容及び調査で得られた情報並びにその他その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(不服申立て)

第 21 条 不正行為・不正使用等を行ったと認定された被通報者又は悪意に基づく通報を行ったと認定された通報者は、当該認定に関して不服があるときは、認定に係る通知を受け取った日の翌日から 14 日以内に書面をもって統括管理責任者に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返し行うことはできない。

2 委員長は、不服申立てが行われた場合で、不服申立ての趣旨及び理由等を勘案し、再調査を行う必要があると判断したときは、速やかに再調査を開始するものとする。

3 被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関、関係機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

- 4 再調査は、第1項の認定に係る調査を行った調査委員会において行う。ただし、統括管理責任者が当該調査委員会において再調査を行うことが適当でないと認めた場合は、当該調査委員会の委員を変更することができる。
- 5 不服申立てが行われた場合で、再調査を行う必要がないと委員長が判断したときは、統括管理責任者は、その理由を付して、不服申立てを行った者に通知するものとする。
- 6 調査委員会は、再調査が開始された日からおおむね50日以内に不服申立てに係る認定の全部又は一部を取り消すか否かを決定しなければならない。
- 7 調査委員会は、認定結果を取りまとめ、不正防止計画推進室に報告するものとする。
- 8 不正防止計画推進室は、本調査結果及び認定結果を精査した上で最終報告書を取りまとめ、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 9 統括管理責任者は、認定結果を通報者、被通報者、配分機関、関係機関及び関係省庁に通知するものとする。

(公 表)

第22条 不正使用等に関する公表は、最高管理責任者が行う。

- 2 不正行為・不正使用等が行われたと認定した場合において、当該不正行為・不正使用等が故意又は重大な過失によるものであるときは、原則として、不正行為・不正使用等を行った者の氏名、不正行為・不正使用等の内容その他必要な事項を公表するものとする。
- 3 不正行為・不正使用等が行われなかったと認定した場合は、原則として、当該認定に係る公表は行わない。ただし、認定前に当該事案が外部に漏洩していた場合は、不正行為・不正使用等が行われていなかったことその他の必要な事項を公表するものとする。
- 4 通報が悪意に基づき行われたと認定した場合は、原則として、当該通報者の氏名その他の必要な事項を公表するものとする。

(不正使用等に対する措置)

第23条 不正行為・不正使用等が行われたと認定した場合又は通報が悪意に基づき行われたと認定した場合で、処分又は研究環境の改善を行うことが必要であると認められたときは、最高管理責任者は、『学校法人北海学園就業規則』に基づき必要な措置を講じるものとする。

- 2 最高管理責任者は、認定された不正行為・不正使用等において、私的流用など悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟など法的な手続きをとるものとする。
- 3 教職員等による公的研究費の不正な使用及び管理により公的研究費を返還する必要性が生じた場合は、当該教職員等がその返還金全額を負担することを原則とする。
- 4 最高管理責任者は、公的研究費に関して不正な使用、管理及び取引に関与した業者があるとき、必要な措置を別に定める。

(事 務)

第24条 調査委員会に関する事務は、事務局各課及び関係部局等の協力を得て学術発展センター事務が行う。

(雑 則)

第 25 条 この規程に定めるもののほか、不正行為・不正使用等に関する調査の手續等の細目及び調査委員会の運営に関し必要な事項は、統括管理責任者が定める。

2 本学が、府省等の競争的資金に関する調査を行う際にも、この規程を準用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。